

## Client Alert

27 June 2017

本クライアントアラートに  
関するお問い合わせ先



穂高 弥生子  
パートナー  
03 6271 9461  
[Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com](mailto:Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com)



ジョー・ダニエルズ  
パートナー (ヤンゴン)  
+95 1 255056 # 8857  
[Jo.Daniels@bakermckenzie.com](mailto:Jo.Daniels@bakermckenzie.com)

## ミャンマー、5つの物品につき外資 100%企業による輸入を認める

2017年6月12日、ミャンマー商務省は2017年告示36号を公表し、下記の物品に関して外資100%の企業にも輸入を認めるものとした。

- 肥料
- 種子
- 殺虫剤／駆除剤
- 医療機器
- 建築資材

但し、以下が条件とされる。

1. 当該外資企業は、該当する業種に関する営業許可を保有していなければならない。
2. 当該外資企業は、小売／卸売業を営むことを許されたものでなければならない。
3. 輸出入許可を申請する際、株式割当に関するフォーム6、取締役の詳細に関するフォーム26、および銀行取引明細書と一緒に提出される必要がある。輸出入許可の取得手続には約2週間を要する。実際の輸入については、各輸入ごとに個別の輸入ライセンスを得ることが必要であるが、上記の輸出入ライセンスは、この個別輸入ライセンスを申請する前に取得しておく必要がある。
4. 輸入品は所管の官庁が定める基準や仕様に合致していなければならない。
5. 当該外資企業は、小売／卸売業を営むに当たり、適用のある法律、規則、手続に従わなければならない。
6. 当該外資企業において、輸入取引に使用する外貨を指定した銀行口座を開設する必要がある。

本告示は、肥料、種子、殺虫剤／駆除剤、医療機器について、ミャンマー内国企業とジョイントベンチャーを組成する場合にのみ外資系企業にも輸入を認めるとしていた、先の2016年告示11号からの大きな前進である。また、2016年告示56号は建築資材に関して同様の規定を設けていた。ようやく、これらの物品につき、外資100%の企業に輸入が認められることになったわけであり、これらのミャンマー国内において需要の高い商品が、容易に入手できるようになることが期待される。

さらに、外資系企業においてより広範な範囲の物品を取り扱うことのできるよう、上記のリストにさらに物品の種類が追加され、ミャンマー国内において健全な競争が促進されることが望まれる。